

上越市ガス水道局「週休 2 日適用工事(現場閉所)」(令和 7 年 4 月)実施要領 【土木工事】

1. 目的

本要領により上越市ガス水道局「週休 2 日適用工事 (現場閉所)」として実施することで、建設現場における週休 2 日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

2. 対象工事

原則、当初設計額が 130 万円を超える土木工事（本支管工事、一般土木工事、舗装工事、下水道工事、機械・電気通信設備工事等）を対象とする。

「週休 2 日適用工事(現場閉所)特記仕様書」が添付されていなくても、受発注者協議により対象とすることができる。

ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- ① 緊急性を要する場合等、週休 2 日の確保が妥当でないと判断される工事。
- ② 現場施工期間が休工日を含めて 7 日間未満の工事。

なお、24 時間体制で作業が必要となる工事や、現場条件に制約があり現場閉所が困難な工事は「週休 2 日適用工事 (交替制)」で発注する。

3. 用語の定義

(1) 週休 2 日 (現場閉所)

- ① 「月単位」の週休 2 日 (現場閉所) とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ② 「通期」の週休 2 日 (現場閉所) とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間と夏期休暇 3 日間工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

- ① 「月単位」の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。
- ② 「通期」の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

4. 発注方式

発注方式は、受注者希望方式とする。

受注者希望方式とは、通期の週休2日（現場閉所）を必須として、受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日（現場閉所）に取り組む旨を協議した上で取り組む方式である。

5. 実施手順

(1) 設計書作成時

- ① 当初より補正対象経費に「通期」の補正係数を乗じる。
- ② 設計書に「週休2日適用工事(現場閉所)特記仕様書」を添付する。

(2) 受注者決定後

- ① 受注者は、施工条件を踏まえて「月単位」の希望の有無を決定し、打合せ簿により監督員と協議すること。協議後に、現場閉所日（計画）を設定した計画工程表を作成する。施工条件を踏まえて工期日数が不足する場合は、工期日数の付与について監督員と協議できるものとする。
- ② 受注者は、工事着手前までに計画工程表を提出する。

(3) 施工中

- ① （月単位の場合）監督員は適宜、実施工程表等により現場閉所の達成状況を確認し、施工プロセスチェックに記載する。

(4) 現場完了以降

- ① 監督員は、実施工程表等により現場閉所の達成状況を確認する。
「月単位」を希望して「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、「月単位」の週休2日補正係数に設計変更する。「月単位」を希望して「月単位」の4週8休に満たない場合、「月単位」を希望せずに「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、「通期」の週休2日補正係数のままとする。
「通期」の4週8休に満たない場合は、補正分を減額変更するものとする。

- ② 工事完成検査において、検査職員は実施工程表等により達成状況を確認するものとする。
- ③ 「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、上越市ガス水道局建設工事成績評定要領に基づき取組を評価する。
また、提出された計画工程表が「通期」の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に「通期」の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合については、上越市ガス水道局建設工事成績評定要領に基づき点数を減ずる措置を行うものとする。

6. その他

運用の詳細

- ① 達成状況の確認に関しては別紙1「達成状況確認の詳細（現場閉所）」を参照すること。
- ② 補正対象、補正係数に関しては別紙2「週休2日補正係数一覧表（共通）」を参照すること。
- ③ 費用計上に係る計算仕様に関しては別紙3「週休2日補正の計算仕様（共通）」を参照すること。

上越市ガス水道局「週休2日適用工事(交替制)」(令和7年4月)実施要領

1. 目的

休日に作業が必要な工事において、技術者及び技能労働者が適切に休日を確保できるよう各企業の施工体制等の実情を踏まえ、本要領により上越市ガス水道局「週休2日適用工事(交替制)」として実施することで、建設現場における週休2日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

2. 対象工事

原則全ての土木工事（本支管工事、一般土木工事、舗装工事、下水道工事、機械・電気通信設備工事等）を対象とする。また、上記工事の積算基準を用いて積算した公共土木施設維持管理業務委託を対象とする。

24時間体制で作業が必要となる工事や、緊急性が高い維持工事、災害復旧工事、現場条件、供用までの制約があり、現場閉所が困難な工事を対象とする。

「週休2日適用工事(交替制)特記仕様書」が添付されていなくても、受発注者協議により対象とすることができる。

ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合等、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。
- (2) 現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事。

3. 用語の定義

(1) 週休2日(交替制)

- ① 月単位の週休2日(交替制)とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日(交替制)とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

(3) 4週8休以上

- ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

4. 発注方法

発注方法は、受注者希望方式とする。

受注者希望方式とは、通期の週休2日（交替制）を必須として、受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日（交替制）に取り組む旨を協議した上で取り組む方式である。

5. 実施手順

（1）設計書作成時

- ① 当初より補正対象経費に「通期」の補正係数を乗じる。
- ② 設計書に「週休2日適用工事(交替制)特記仕様書」を添付する。

（2）受注者決定後

- ① 受注者は、施工条件を踏まえて「月単位」の希望の有無を決定し、打合せ簿により監督員と協議すること。
- ② 交替制による週休2日取得の確認方法を受発注者で決定する。

（3）施工中

- ① （月単位の場合）監督員は適宜、休日率により達成状況を確認し、施工プロセスチェックに記載する。

（4）現場完了以降

- ① 監督員は、休日率により達成状況を確認する。
「月単位」を希望して「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、「月単位」の週休2日補正係数に設計変更する。
「月単位」を希望して「月単位」の4週8休に満たない場合、「月単位」を希望せずに「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、「通期」の週休2日補正係数のままとする。「通期」の4週8休に満たない場合は、補正分を減額変更するものとする。
- ② 工事完成検査において、検査職員は休日率により達成状況を確認するものとする。
- ③ 「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、上越市ガス水道局建設工事成績評定要領に基づき取組を評価する。
また、明らかに受注者側に「通期」の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合については上越市ガス水道局建設工事成績評定要領に基づき点数を減ずる措置を行うものとする。

6. その他

運用の詳細

- ① 達成状況の確認に関しては別紙4「達成状況確認の詳細(交替制)」を参照すること。
- ② 補正対象、補正係数に関しては別紙2「週休2日補正係数一覧表(共通)」を参照すること。
- ③ 費用計上に係る計算仕様に関しては別紙3「週休2日補正の計算仕様(共通)」を参照すること。

達成状況確認の詳細（現場閉所）

1 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間と夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

- ・天候不順（降雨、猛暑、降雪等）により、予定外の現場閉所日となった場合は、現場閉所日数に含めるものとする。
- ・工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営及び起工測量等の準備工事を含む）に着手した日をいう。
- ・現場完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日をいう。
- ・他に対象期間に含まない場合としては、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」が挙げられる。
- ・工事着手日の前や現場完了日の後に行う書類作成・整理は、対象期間外とする。
- ・発注者は、やむを得ず対象外とする期間を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を施工条件総括表に明示するものとするが、原則設定しない。

2 現場閉所

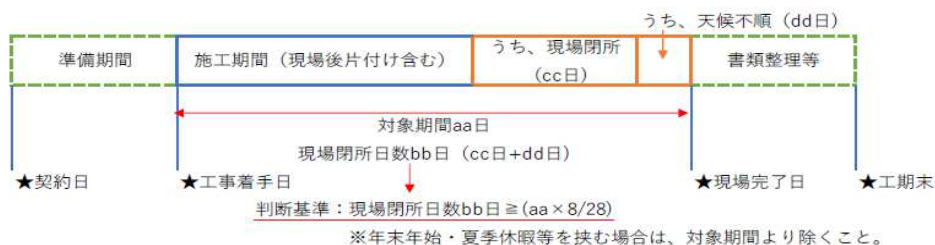
巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

- ・計画・実施工程表による現場閉所の達成の判断基準は以下による。

計画・実施現場閉所日数 \geq 計画・実施対象期間から算出される

現場閉所日数（計画・実施対象期間 \times 8/28）

<参考イメージ>



- ・地域貢献等として、工事施工範囲外で行うボランティア活動や清掃・催事参加等のみを行った場合は、現場閉所と扱うものとする。

(月単位の4週8休の達成の考え方)

月単位で4週8休を達成した工事							月単位で4週8休を達成していない工事 (ただし通期は達成)																																																																																										
<p>1月 黄色塗：閉所日</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>→35.4% (11日/31日)</p>							日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					<p>1月 黄色塗：閉所日</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>→35.4% (11日/31日)</p>							日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
日	月	火	水	木	金	土																																																																																											
1	2	3	4	5	6	7																																																																																											
8	9	10	11	12	13	14																																																																																											
15	16	17	18	19	20	21																																																																																											
22	23	24	25	26	27	28																																																																																											
29	30	31																																																																																															
日	月	火	水	木	金	土																																																																																											
1	2	3	4	5	6	7																																																																																											
8	9	10	11	12	13	14																																																																																											
15	16	17	18	19	20	21																																																																																											
22	23	24	25	26	27	28																																																																																											
29	30	31																																																																																															
<p>2月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>→32.1% (9日/28日)</p>							日	月	火	水	木	金	土				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28					<p>2月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>→32.1% (9日/28日)</p>							日	月	火	水	木	金	土				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
日	月	火	水	木	金	土																																																																																											
			1	2	3	4																																																																																											
5	6	7	8	9	10	11																																																																																											
12	13	14	15	16	17	18																																																																																											
19	20	21	22	23	24	25																																																																																											
26	27	28																																																																																															
日	月	火	水	木	金	土																																																																																											
			1	2	3	4																																																																																											
5	6	7	8	9	10	11																																																																																											
12	13	14	15	16	17	18																																																																																											
19	20	21	22	23	24	25																																																																																											
26	27	28																																																																																															
<p>3月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td></tr> </table> <p>→29.0% (9日/31日)</p>							日	月	火	水	木	金	土				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		<p>3月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td></tr> </table> <p>→22.5% (7日/31日)</p>							日	月	火	水	木	金	土				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																											
			1	2	3	4																																																																																											
5	6	7	8	9	10	11																																																																																											
12	13	14	15	16	17	18																																																																																											
19	20	21	22	23	24	25																																																																																											
26	27	28	29	30	31																																																																																												
日	月	火	水	木	金	土																																																																																											
			1	2	3	4																																																																																											
5	6	7	8	9	10	11																																																																																											
12	13	14	15	16	17	18																																																																																											
19	20	21	22	23	24	25																																																																																											
26	27	28	29	30	31																																																																																												
<p>→ 全ての月で達成</p>							<p>→ 全ての月で達成していない</p>																																																																																										

(暦上週 2 日の現場閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月の考え方)

暦上週 2 日の現場閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週 8 休以上 (28.5%以上) を達成しているものとみなす。

例 1							
黄色塗：現場閉所日							
日	月	火	水	木	金	土	→25.8% (8日/31日) →現場閉所8日≧土日計8日 →月単位の4週8休以上を達成
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		
例 2							
灰色塗：対象期間外 黄色塗：現場閉所日							
日	月	火	水	木	金	土	→16.6% (2日/12日) →現場閉所2日≧土日計2日 →月単位の4週8休以上を達成
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

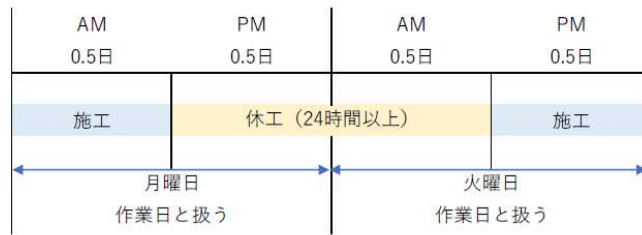
(対象期間が7日に満たない月の考え方)

工期始期・終期、年末年始、夏季休暇などにより対象期間が7日間に満たない月は、達成判断の対象外とする。

例 3							
灰色塗：対象期間外							
日	月	火	水	木	金	土	→対象外の月
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

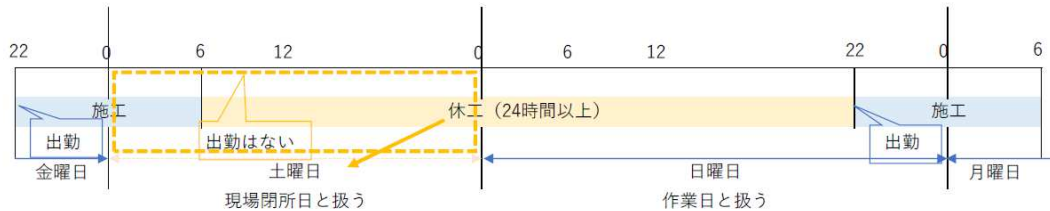
(半日、夜間の基本的な考え方)

- ・半日単位での現場閉所は認めないものとする。



上記の場合、月曜日・火曜日とも出勤するため、24 時間以上の連続した休工を行っても現場閉所日ではない。

- ・夜間作業において出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、出勤していない曜日で作業終了時間から24 時間以上の現場閉所を確保出来れば、その曜日を現場閉所日とする。



上記の場合、土曜日は出勤せず、金曜日継続作業完了後（土曜日の6時）、24 時間以上の休工を確保できるため、現場閉所日として扱う

(その他の考え方)

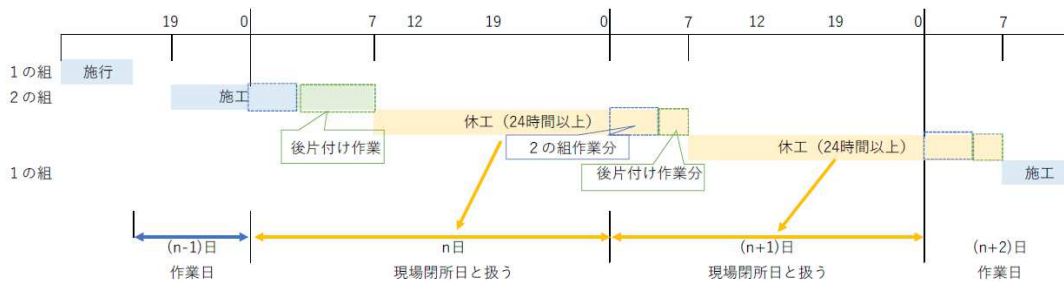
- ・工事特性に応じて判断する事例として以下が挙げられる。

(1) トンネル工事

1) 休工日に行う通常施工における切羽変位計測（自動計測や確認等）は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。

※切羽崩落など突発的な対応が必要となった場合は対象期間としない。

2) 2 方施工の2 の組が翌早朝に行う作業及び発破火薬の後片付け作業は、その後24 時間もしくは 48 時間以上の休工が認められる場合は現場閉所扱いとする。



※なお、トンネル工事に限らず、2 方施工の工事は、同様の扱いとする。

(2) ニューマチックケーソン工事

1) 沈下掘削期間の休工日に行う送排気設備の運転管理点検は、保守点検の一環として現場閉所日として取り扱うこととする。

(3) 道路維持工事、作業等

- 1) 現場閉所日に緊急対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うこととする。
- 2) 道路巡回のみを行いその他一切の工事を行わない日は、現場閉所日として取り扱うこととする。ただし、道路巡回員が各社の就業規則等に基づき4週8休以上の休日を確保している場合に限る。

(4) 施工箇所が点在する場合

施工箇所が点在する場合は、全施工箇所を同日で休工した場合に現場閉所日として取り扱うこととする。

3 現場閉所の目安について

積み上げ積算及び率計上分に関しては、下記を参照し、適切に考慮するものとする。

		現場閉所 としない	現場閉所 とみなす	
積み上げ積算に関する作業		○		
率 計 上 分	運搬費	建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
		工事施工上必要な建設機械器具の 運搬等に要する費用	○	
	準備費	準備及び後片付けに要する費用	○	
		調査、測量、丁張等に要する費用	○	
		準備として行う伐開、除根、除草、整地、段切り、 すりつけ等に要する費用	○	
	安全費	工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用		○
		不稼働日の保安要員等の費用		○
		安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料	○	
	技術管理費	品質管理基準に記載されている試験項目(必須・その他)に要する費用	現地試験 ○	室内試験 ○
		出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用	測量 ○	現場外 ○
		工程管理のための資料の作成等に要する費用		現場外 ○
		完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用		現場外 ○
		建設材料の品質記録保存に要する費用		現場外 ○
		コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用	○	
		微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用	○	
		PC 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用	○	
		トンネル工(NATM)の計測A に要する費用		
		※計測B については積み上げとなるが、実施する場合は別途、技術管理課に相談すること。		○
		塗装塗膜厚施工管理に要する費用	○	
		溶接工の品質管理のための試験等に要する費用	○	
建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用			現場外 ○	
営繕費	現場事務所、試験室等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用	現場内 ○	現場外 ○	
	労働者宿舎の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に 要する費用	現場内 ○	現場外 ○	
	倉庫及び材料保管場の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用	現場内 ○	現場外 ○	

※現場外とは、工事現場及び現場事務所以外を指す。

週休 2 日補正係数一覧表 (共通)

一般土木工事、下水道工事、機械・電気通信設備工事

名称	補正係数			
	現場閉所		交替制	
	通期	月単位	通期	月単位
労務費	1.02	1.04	1.02	1.04
機械経費 (賃料)	1.02	1.02	-	-
共通仮設費率	1.02	1.03	-	-
現場管理費率	1.03	1.05	1.01	1.03
市場単価 標準単価	新潟県土木部技術管理課ホームページ「週休 2 日補正係数一覧表 (共通) を参照する。			

港湾工事

名称	補正係数	
	現場閉所	
	通期	月単位
労務費	1.02	1.04
機械経費 (賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.01	1.02
現場管理費率	1.02	1.03
市場単価 標準単価	新潟県土木部技術管理課ホームページ「週休 2 日補正係数一覧表 (共通) を参照する。	

※ 労務費の補正対象は、新潟県土木部技術管理課ホームページ「週休 2 日補正係数一覧表 (共通) にある週休 2 日補正の対象となる労務費一覧を参照する。

週休2日の取得に要する費用の計上に係る計算仕様（共通）

本計算仕様は、土木工事設計積算システムで自動計算される計算仕様をとりまとめたものであり、システムを利用しない場合は本計算仕様を参考に計算するものとする。

1 補正係数による端数処理

週休2日の確保に当たって必要となる費用について、補正係数により行う場合の計算仕様を記載する。

<労務費>

○ 労務単価は、積算基準書に基づいて算出した単価（端数処理なし）に週休2日補正係数を乗じ、小数点以下切捨てとする。

○ 冬期間の夜間工事における週休2日補正は以下のとおり。

1 補正方法

「夜間工事の労務単価に週休2日補正係数を乗じて算出した単価（小数点以下切捨て）」に「冬期間の補正係数を乗じた日中の労務単価に週休2日補正係数を乗じて算出した単価（小数点以下切捨て）」を足し合わせる。

2 計算式

A：夜間工事の労務単価に週休2日補正係数を乗じて算出した単価

B：冬期間の補正係数を乗じた日中の労務単価に週休2日補正係数を乗じて算出した単価

(1) $A = (\text{日中の労務単価}) \times (\text{夜間等の時間割増係数}) \times (\text{週休2日補正係数})$

(2) $B = (\text{日中の労務単価}) \times (\text{冬期工事における割増率}) \times (\text{週休2日補正係数})$

(3) AとBそれぞれの小数点以下を切捨てる。

(4) A+Bにより、冬期間の夜間工事における週休2日の労務単価を算出する。

3 計算例

日中の労務単価：19,000 円 夜間等の時間割増係数：1.5

冬期工事における割増率：3% 週休2日補正係数：1.05

(1) $A = 19,000 \text{ 円} \times 1.5 \times 1.05 = 29,925.0 \text{ 円}$

(2) $B = 19,000 \text{ 円} \times 0.03 \times 1.05 = 598.5 \text{ 円}$

(3) $A = 29,925 \text{ 円}$ $B = 598 \text{ 円}$

(4) $29,925 \text{ 円} + 598 \text{ 円} = 30,523 \text{ 円}$

<機械経費（賃料）>

○ 機械経費（賃料）は、積算基準書に基づいて算出した単価（端数処理なし）に週休2日補正係数を乗じ、有効3桁止め（4桁目四捨五入）とする。

<土木工事市場単価・下水道工事市場単価>

○ 市場単価は、加算率・補正係数割増がない場合、標準の市場単価に週休2日補正係数を乗じ、小数第3位切捨てとする。

○ 加算率・補正係数割増がある場合、以下のとおり。

S:加算率、K:補正係数

(標準の市場単価×週休2日の補正係数)

$$\times (1 + S_{0orS1or\cdots orS_n}/100) \times (K_1 \times K_2 \times \cdots \times K_n) = \text{補正後単価}$$

【計算順序①】

$$(\text{標準の市場単価} \times \text{週休2日の補正係数}) = \text{補正後単価 (小数第3位切捨て)}$$

【計算順序②】

$$(1 + (S_{0orS1or\cdots orS_n})/100) \times (K_1 \times K_2 \times \cdots \times K_n)$$

$$= \text{加算率} \cdot \text{補正係数 (小数第4位四捨五入)}$$

【計算順序③】

$$\text{①で算出した値} \times \text{②で算出した値} = \text{補正後単価 (小数第3位四捨五入)}$$

○ 加算額がある場合、以下のとおり。

1 労務費が含まれる場合

$$\text{標準の市場単価 (加算額)} \times \text{週休2日の補正係数} = \text{補正後単価 (小数第3位切捨て)}$$

2 労務費が含まれない場合

労務費が含まれない場合の加算額は補正対象外

※加算額は、上記で算出した補正後単価に加算する。

<港湾工事市場単価>

○ 市場単価は、加算率・補正係数割増がない場合、標準の市場単価に週休2日補正係数を乗じ、小数第1位切捨てとする。

○ 加算率・補正係数割増がある場合、以下のとおり。

S:加算率、K:補正係数

(標準の市場単価×週休2日の補正係数)

$$\times (1 + S_{0orS1or\cdots orS_n}/100) \times (K_1 \times K_2 \times \cdots \times K_n) = \text{補正後単価}$$

【計算順序①】 (標準の市場単価×週休2日の補正係数) = 補正後単価 (小数第3位切捨て)

【計算順序②】 $(1 + (S_{0orS1or\cdots orS_n})/100) \times (K_1 \times K_2 \times \cdots \times K_n)$

$$= \text{加算率} \cdot \text{補正係数 (小数第5位四捨五入)}$$

【計算順序③】

$$\text{①で算出した値} \times \text{②で算出した値} = \text{補正後単価 (小数第1位切捨て※2)}$$

※2 単位換算(t→kg)を行った場合は、小数第3位切捨て

○ 加算額がある場合、以下のとおり。

1 労務費が含まれる場合

標準の市場単価(加算額)×週休2日の補正係数=補正後単価(小数第1位切捨て※)

※ 単位換算(t→kg)を行った場合は、小数第3位切捨て

2 労務費が含まれない場合

労務費が含まれない場合の加算額は補正対象外

※加算額は、上記で算出した補正後単価に加算する。

<土木工事標準単価>

○ 土木工事標準単価は、補正係数割増がない場合、標準の土木工事標準単価に週休2日補正係数を乗じ、小数第3位切捨てとする。

○ 加算率・補正係数割増がある場合、以下のとおり。

K:補正係数

(土木工事標準単価×週休2日の補正係数)×(K1×K2×…×Kn)=補正後単価

【計算順序①】

(土木工事標準単価×週休2日の補正係数)=補正後単価(小数第3位切捨て)

【計算順序②】

(K1×K2×…×Kn)=補正係数(小数第4位四捨五入)

【計算順序③】

①で算出した値×②で算出した値=補正後単価(小数第3位四捨五入)

<土木工事標準単価・港湾>

○ 土木工事標準単価は、補正係数割増がない場合、標準の土木工事標準単価に週休2日補正係数を乗じ、小数第1位切捨てとする。

○ 加算率・補正係数割増がある場合、以下のとおり。

K:補正係数

(土木工事標準単価×週休2日の補正係数)×(K1×K2×…×Kn)=補正後単価

【計算順序①】

(土木工事標準単価×週休2日の補正係数)=補正後単価(小数第3位切捨て)

【計算順序②】

(K1×K2×…×Kn)=補正係数(小数第5位四捨五入)

【計算順序③】

①で算出した値×②で算出した値=補正後単価(小数第1位切捨て)

<間接工事費>

- 共通仮設費率及び現場管理費率は、積算基準書に基づいて算出した率（小数点第3位四捨五入2位止め）に週休2日補正係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2 補正係数が自動的に乗じられる単価コード

新潟県土木部技術管理課ホームページ週休2日補正の計算仕様（2）「積算システムの計算機能で週休2日補正係数が自動的に乗じられる単価コード一覧表」を参照する

達成状況確認の詳細（交替制）

1 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

- ・天候不順（降雨、猛暑、降雪等）による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。
- ・工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営及び起工測量等の準備工事を含む）に着手した日をいう。
- ・現場完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日をいう。
- ・他に対象期間に含まない場合としては、「工事事務等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」が挙げられる。
- ・工事着手日の前や現場完了日の後に行う書類作成・整理は、対象期間外とする。
- ・発注者は、やむを得ず対象外とする期間を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を施工条件総括表に明示するものとするが、災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

2 交替制

（1）週休2日交替制

- ①月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- ②通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

（3）4週8休以上

- ①月単位の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- ②通期の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

- ・施工体制台帳上の元請け・下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。ただし、非常勤（臨時）で従事する者、一時的に従事した技術者及び技能労働者は除く。
- ・下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。
- ・施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者間協議により対象期間について適宜設定するものとする。

【月単位の平均休日率の算出】

技術者・技能労働者の一人あたりの休日日数の割合（％）

$$= 1 \text{ ヶ月の技術者・技能労働者の休日日数} \div 1 \text{ ヶ月の工期日数}$$

平均休日率（％）＝ 1 ヶ月の全ての技術者・技能労働者の休日日数の割合の合計

$$\div 1 \text{ ヶ月の全ての技術者・技能労働者数の合計}$$

- ・ 工期日数とは、工事着手日から現場完了日までの期間で技術者及び技能労働者の従事期間（1 ヶ月毎）とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- ・ 下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

（月単位の休日の算出例）

1か月目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	30	9	30.0%	28.7%
	■	30	8	26.7%	
B建設 (一次下請)	○○	25	7	28.0%	
	□□	20	6	30.0%	
月ごとに実績を確認					4週8休以上

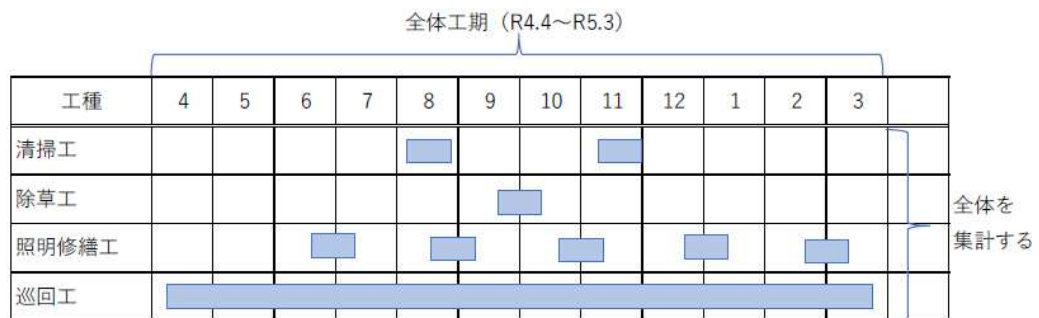
月ごとに休日率を確認

2ヵ月目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	30	8	26.7%	27.8%
B建設(一次下請)	○○	25	7	28.0%	
C建設 (二次下請)	××	18	5	27.8%	
	△△	14	4	28.6%	
月ごとに実績を確認					4週8休×

月ごとに休日率を確認

（月単位の対象工種・確認対象期間）



※算定は各月毎とする。

【通期の休日率の算出】

技術者・技能労働者の一人あたりの休日日数の割合（％）

$$= \text{技術者・技能労働者の休日日数} \div \text{工期日数}$$

休日率（％）＝ 技術者・技能労働者の休日日数の割合の合計

$$\div \text{全ての技術者・技能労働者数の合計}$$

- ・対象期間とは、工事着手日から現場完了日までの期間で技術者及び技能労働者の従事期間とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- ・休日日数の割合は、対象者ごとの「当該工事における休日日数／工期日数※」により算出する。

※工期日数は、前述した対象期間と同様の扱いとする。なお、下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

(通期の休日率の算出例)

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均休日率
A建設	●●	300	90	30.0%	28.8%
	■	300	80	26.7%	
B建設 (一次下請)	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C建設 (二次下請)	××	100	25	25.0%	
	△△	80	23	28.8%	
現場完了後に実績を確認					4週8休以上

現場完了後に休日率を確認

(対象期間全体の達成状況により補正を決定する)

「週休2日適用工事(現場閉所)」(令和7年4月)特記仕様書

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日(現場閉所)に取り組む旨を協議した上で工事を実施する「週休2日適用工事(現場閉所)」受注者希望方式の対象案件である。なお、通期の週休2日(現場閉所)について、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

通期の4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態)を前提に、補正対象経費に通期の週休2日補正係数を乗じて予定価格を作成している。

受注者は、「「週休2日適用工事(現場閉所)」(令和7年4月)実施要領」に基づき、月単位の週休2日(現場閉所)の取組の希望の有無を工事着手前に、監督員と打合せ簿により協議するものとする。

現場閉所の達成状況より、月単位を希望して月単位の4週8休以上を達成した場合は月単位の週休2日補正係数に設計変更する。月単位を希望して月単位の4週8休に満たない場合、月単位を希望せずに月単位の4週8休以上を達成した場合は、通期の週休2日補正係数のままとする。通期の4週8休に満たない場合は、補正分を減額変更するものとする。

「週休2日適用工事(交替制)」(令和7年4月)特記仕様書

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日(交替制)に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する「週休2日適用工事(交替制)」受注者希望方式の対象案件である。なお、通期の週休2日(交替制)について、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

通期の4週8休以上(対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら休日率28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態)を前提に、補正対象経費に通期の週休2日補正係数を乗じて予定価格を作成している。

受注者は、「「週休2日適用工事(交替制)」(令和7年4月)実施要領」に基づき、月単位の週休2日(交替制)の取組の希望の有無を工事着手前に、監督員と打合せ簿により協議するものとする。

休日率の達成状況により、月単位を希望して月単位の4週8休以上を達成した場合は月単位の週休2日補正係数に設計変更する。月単位の4週8休に満たないもの、月単位を希望しなかったもので、通期の4週8休以上を達成した場合は、通期の週休2日補正係数のままとする。通期の4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。